

動物適正飼養推進・基盤強化事業



【令和3年度予算（案）187百万円（162百万円）】



人と動物の共生する社会の実現を図るため、改正動物愛護管理法を踏まえ動物の適正飼養の推進及び基盤強化を行います。

1. 事業目的

- ① 動物愛護と適正飼養に係る国民意識の向上、改正法の周知
- ② 改正法の改正事項や附則・附帯決議に係る措置についての調査・検討の推進
- ③ 犬猫の引取り数の削減、殺処分率の更なる減少等に向けた取組の推進
- ④ 適正飼養の推進(人と動物の新たな共生社会像の検討、事業者等による主体的な取組の促進、社会福祉施策と連携した多頭飼育対策、災害時のペット受入体制支援、マイクロチップによる所有明示措置の推進、ペット関連産業の実態把握)

2. 事業内容

令和元年6月の改正動物愛護管理法の成立に伴い、各種基準等の見直しや関係機関への周知が必要。改正事項や附則・附帯決議への対応に必要な調査検討や改正基本指針の施策推進に向けた支援事業等、改正法を踏まえた動物の適正飼養の推進と基盤強化のための事業を行う。

- ・ 改正法に対応した総合的な普及啓発、周知
- ・ 各種基準・ガイドライン等の策定、見直し
- ・ 法改正事項や附則・附帯決議に基づく調査検討
- ・ 改正基本指針の施策推進
- ・ 社会福祉施策と連携したペット適正飼養対策事業
- ・ **マイクロチップ義務化に向けた調査検討**
- ・ ペット関連産業実態調査、災害時のペット受入体制強化推進事業等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／非営利団体／大学／研究機関
- 実施期間 平成18年度～

4. 事業イメージ

人と動物の共生する社会の実現



改正動物愛護管理法を踏まえた基盤強化

普及啓発

シンポジウム
開催・パンフ
レット作成等

調査・検討

・ 各種基準等の
策定・見直し
・ 改正事項や附
則・附帯決議へ
の対応などに必
要な調査、検討

適正飼養推進

・ 改正基本指
針の施策推進
に向けた支援、
・ 国内外の事
例収集、関係
機関との連携

お問合せ先： 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 電話：03-3581-3351（内線7414）